

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を 求める意見書

平成21年3月までに東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町の約1万5,000㎡の敷地、地下1階地上8階建ての新庁舎へ移転される予定である。

新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁に匹敵する規模となり、また裁判員裁判の開始などにより裁判官・書記官ほか人的充実も図られることが期待されている。立川市に物的・人的にも拡充される裁判所が設置されるのは、多摩地域住民の司法アクセスの点からも望ましいことであり、一層充実した司法サービスを期待するところである。

現在、東京多摩地域は戦後人口の急増により30自治体、約412万人の人口を抱えており、人口数で福岡県に次ぎ全国10番目である。また、生活地域であることから、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取扱い事件数は全国屈指であり、裁判官・検察官・弁護士の不足が指摘されている。しかし、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件が取り扱えず、また、労働審判制度も当面利用できない、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会も設置されていないなど支部であるがゆえの不便、不利益を多摩地域住民は負っている。

市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることは、住民代表の集う議会の責務である。

よって、羽村市議会は政府に対して、以下の事項を強く要望するものである。

- 1 多摩地域に、人口数・扱い事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を設置すること。当面は、立川市に移転する裁判所支部を本庁化し、大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。
- 2 多摩地域には複数の裁判所支部があることが望まれ、裁判所八王子支部を残置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

東京都羽村市議会議長 水野義裕

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 あて